

近防調調第3230号
令和6年5月9日

近畿中部防衛局が行う随意契約を予定している工事への参加の申込みについて

支出負担行為担当官
近畿中部防衛局長 茂籠 勇人

別添の対象工事一覧表に掲げる工事は、次のアないしイのいずれかの要件に該当するため、当該要件を満たす契約企業との随意契約を予定しているものです。後工事について必要となる要件を満たし、同工事への参加を希望される企業等がありましたら、一般競争入札を行いますので、要件を満たすことを証明できる書類と共に、期限までに総務部契約課まで申し込んでください。

ア 本来一体とすべき構造物等（一体の構造物等として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）を、予算の都合などの理由により、やむを得ず分割したことによって生じた前工事に引き続き施工される一体不可分の後工事であつて、前工事と施工者が異なる場合、契約不適合責任やシステム上の継続性などを明確に分離することが困難なもの

イ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるもの

添付書類：別紙（対象契約一覧）

対象工事一覧表

番号	該当する工事	理由	申込締切日	参加の申込みに必要となる要件	備考
1	舞鶴（６）倉庫新設等建築追加工事	ア	令和６年６月１０日	舞鶴（５）倉庫新設等建築工事（前工事）に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。	舞鶴（５）倉庫新設等建築工事（前工事）に係る入札公告や設計図面等の資料は、電子入札システムの件名『舞鶴（６）倉庫新設等建築追加工事（後工事用）』（ https://www.dfeg.mod.go.jp/ ）のフォルダ内に掲載しております。